

## 染毛剤の広告に表示する注意 自主基準

(広告自主基準)

### (目的)

第1条 本自主基準は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が定める医薬部外品たる染毛剤の広告に表示する注意について、製造販売業者が、染毛剤を購入しようとする者あるいは染毛剤を使用する者に伝達すべき注意及びその表示方法を定め、もって正しく商品が使用されるようにすることを目的とする

### (定義)

第2条 本自主基準の名称は、「染毛剤の広告に表示する注意 自主基準」とし、略称は「広告自主基準」とする

- 2 染毛、脱染及び脱色に関する効能、効果をうたう頭髪用の外用剤（手足のむだ毛及び頭髪を単に物理的に染色するもの（化粧品）は除く）を「染毛剤」という
- 3 製造販売業者が、染毛剤を購入しようとする者あるいは染毛剤を使用する者に伝達すべき個別の注意を「広告に表示する注意事項」といい、広告に表示する注意事項を集結した全体を「広告に表示する注意」という
- 4 理美容師が施術することを前提に製造販売される製品を「業務用製品」といい、それ以外の製品を「一般用製品」という

### (製造販売業者の責務)

第3条 染毛剤の製造販売業者は、本自主基準に準拠した広告に表示する注意を表示する

- 2 「使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください。」等、使用及び取扱い上の注意に留意すべき旨を表示する
- 3 広告に製品の名称を表示する場合、「医薬部外品」の文字を表示する

### (広告に表示する注意)

第4条 染毛剤を区分してそれぞれの広告に表示する注意を定める

なお、下に区分されない染毛剤の広告は、本自主基準の対象外とする

- (1) 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【一般用製品】の広告に表示する注意は、別表1-1に定める
- (2) 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【業務用製品】の広告に表示する注意は、別表1-2に定める
- (3) 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【一般用製品】の広告に表示する注意は、別表2-1に定める

- (4) 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【業務用製品】の広告に表示する注意は、別表2-2に定める
- (5) 単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤【業務用製品】の広告に表示する注意は、別表3に定める

(広告に表示する注意の表示方法)

第5条 染毛剤の広告には、染毛剤の区分に応じ、別表1～3に準拠した広告に表示する注意を表示する

(細則)

第6条 別表に定めた各広告に表示する注意を表示するときの詳細は、別に細則を定める

(その他の注意)

第7条 各々の製品あるいは処方固有の特性に由来する注意は、本自主基準に定めた広告に表示する注意とは別に表示する

(新規の広告に表示する注意事項)

第8条 本自主基準に定めがなく、染毛剤製造販売業者共通の注意とすべき事項については、関係法令及び本自主基準等との整合性に留意し、日本ヘアカラー工業会に本自主基準の改正として提案する

(改廃)

第9条 本自主基準及び別表の改廃は、広報・調査委員会が議決し、理事会が承認する  
2 細則の改廃は、広報・調査委員会が議決し、理事会に報告する

制定・改正履歴

平成29年自主基準を全部改正 令和3年6月28日 広報・調査委員会

## 染毛剤の広告に表示する注意 自主基準別表

別表 1 - 1 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【一般用製品】

別表 1 - 2 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【業務用製品】

別表 2 - 1 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【一般用製品】

別表 2 - 2 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【業務用製品】

別表 3 単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤【業務用製品】

---

### 別表 1 - 1 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【一般用製品】

---

雑誌、新聞、インターネット（静止画）等

- ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。
- ご使用前には毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。

テレビ、動画、ラジオ

- ヘアカラーでかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。
- 

---

### 別表 1 - 2 酸化染毛剤及び非酸化染毛剤【業務用製品】

---

雑誌、新聞、インターネット（静止画）等

- ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
- ご使用前には毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をしてください。

テレビ、動画、ラジオ

- ヘアカラーでかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
-

---

別表 2 - 1 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【一般用製品】

---

雑誌、新聞、インターネット（静止画）等

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。
- 本品は過硫酸塩配合の製品で、アレルギー反応をおこすことがあります。

テレビ、動画、ラジオ

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方は絶対に使用しないでください。
- 

---

別表 2 - 2 過硫酸塩を配合した脱色剤・脱染剤【業務用製品】

---

雑誌、新聞、インターネット（静止画）等

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
- 本品は過硫酸塩配合の製品で、アレルギー反応をおこすことがあります。

テレビ、動画、ラジオ

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
- 

---

別表 3 単独で販売される過硫酸塩を配合した酸化助剤【業務用製品】

---

雑誌、新聞、インターネット（静止画）等

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
- 本品は過硫酸塩配合の製品で、アレルギー反応をおこすことがあります。

テレビ、動画、ラジオ

- 過硫酸塩配合の製品でかぶれたことのある方には絶対に使用しないでください。
-

## 染毛剤の広告に表示する注意 自主基準細則

### (広告自主基準細則)

#### (目的)

第1条 本細則は、染毛剤の広告に表示する注意 自主基準（以下、本自主基準）第6条に基づき、本自主基準別表に定めた各注意事項の表示方法を具体的に示すことによって、各製品の注意を適切に表示する際の留意点を示すことを目的とする

#### (定義)

第2条 本自主基準細則の名称は、「染毛剤の広告に表示する注意 自主基準細則」とし、略称は「広告自主基準細則」とする

- 2 一連の画像を連続表示することにより得る動きのある映像で、例えばYouTubeといった動画共有サービス、地下鉄に設置されているモニター、店頭電子POP、街頭ビジョンで提供される広告を「動画」という

#### (雑誌・新聞での特記)

第3条 明確な文字で、見やすい場所に表示すること

- 2 明確な文字とは、A4版の広告の場合に9ポイント以上の文字の大きさであること  
A4版以外の大きさの広告においては同等以上の明瞭さであること
- 3 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること

#### (ポスター・リーフレット・カタログ類・インターネット（静止画）等での特記)

第4条 明確に、見やすい場所に表示すること

- 2 見やすい場所とは、必ずしも紙面の中央部である必要は無いが、本表示の周辺に他の文字が無く、明瞭に表示されていること

#### (テレビ・動画での特記)

第5条 静止した明確な文字で、明瞭に1秒以上表示すること

- 2 明確な文字とは、その表示面積が画面の五分の一以上を占めていること
- 3 文字の背景は、文字の明瞭さを妨げないこと

#### (ラジオでの特記)

第6条 音声で明瞭に表現すること

#### (使用文字等)

第7条 広告に表示する注意を表示するとき、第3条から第6条の規定を除き、活字の種類・大きさ、絵文字（ピクトグラム）の使用、印刷の色替え等について、特段の規定を設けないが、別表に定めた各文章は、見やすい場所に他の説明等と区別して注意を引くように明瞭に表示する

（言い換え）

第8条 一部の文言を同趣旨の別の文言に変更しても差し支えない

（その他の注意）

第9条 各々の製品あるいは処方固有の特性に由来する注意の表示方法は、本自主基準及び本自主基準細則に定めた「広告に表示する注意」と区別できるように、別の場所に表示する

（新たな表現上の工夫）

第10条 本自主基準及び本自主基準細則に定めがなく、本自主基準別表の注意事項をよりいっそう理解しやすく、認知しやすくするための新たな表現上の工夫については、関係法令及び本自主基準等との整合性に留意して、広報・調査委員会に本自主基準細則の改正として提案する

（改廃）

第11条 本細則の改廃は、自主基準第9条第2項の規定にしたがい、広報・調査委員会が議決し、理事会に報告する

制定・改正履歴

平成29年自主基準全部改正に伴い制定

令和3年6月28日

広報・調査委員会